

自動車による魚介類販売業の取扱要領

1. 目的

この要領は自動車による魚介類販売業に対し、食品衛生法第 55 条に基づく許可に当たり必要な取扱い方針を定めることによって食品衛生法の円滑な運営を図り、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

2. 対象

自動車（軽四輪以上）に魚介類販売施設を設け、出店予定地で停車し、又は移動し、現地でラウンド（丸のままの魚）を販売し、又は客の要望に応じて、魚の頭や内臓等の除去、魚を 3 枚におろすまでの行為をし、販売する形態のものを対象とする。

3. 施設等の基準

自動車の特殊性を踏まえ、高知県食品衛生法施行条例第 4 条のただし書き規定による緩和規定を適用することとし、次の事項を遵守させること。

◎施設

- (1) 自動車の大きさ及び販売量に応じたステンレス製の冷蔵庫陳列ケース（冷凍機による冷蔵又は氷）を設備すること。生食用鮮魚介類を取扱う場合は 10 度以下で保存すること。
- (2) 容量 40L 以上の給水タンク（底部コック付き）を設備すること。
- (3) 使用した排液を受けるタンク又はバケツを設けること。容量は給水タンクの容量以上とすること。
- (4) まな板、包丁等器具類の保管箱を設けること。
- (5) 包装資材等の保管箱を設けること。
- (6) 必要に応じて冷蔵陳列ケースの氷融解水を溜める汚水槽（18L）を設けること。
- (7) 蓋付きの不浸透性廃棄物容器を備えること。

◎給水及び汚物処理

- (1) 給水タンクには営業開始の都度、飲用適の水を補給すること。
給水タンクは給水する前に十分に清掃し、清潔に保つこと。
- (2) 廃棄物及び汚水処理を適切に行うこと。

◎食品の取扱い

- (1) 冷蔵用氷を十分に補給し、魚介類の鮮度を保持すること。
- (2) 冷蔵陳列ケースは衛生的に管理すること。

◎従業員の衛生

- (1) 従業員は清潔な衣服を着用すること。
- (2) 手指の消毒を十分に行い営業を行うこと。

4. 許可申請手続等

- (1) 営業許可は主たる営業地を管轄する保健所長が行うものとする。
- (2) 営業許可手数料 9,600 円（固定店舗に同じ）
- (3) 許可申請書には高知県食品衛生法施行細則第 8 条に定めるもののほか次の事項を記載させること。

ア 魚介類の仕入場所

イ 営業の区域

ウ 細分業種 魚介類販売業（自動車）

- (4) 許可条件
刺身行為の禁止条件を付すること。
- (5) 許可証の掲示
許可証は見やすい箇所に掲示させること。

附則

この要領は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。